

## ポータルサイト各社で違反物件情報を共有

ポータルサイト広告適正化部会では、インターネット広告の適正化を図るための方を順次、実施しています。おとり広告や不当表示の未然防止および、これらの広告などによるエンドユーザーに対する被害拡大を防止するため、違反物件情報などを共有し、その情報にかかる物件の掲載があれば削除いただくなどの対策を講じています。会員の皆さまにおかれましては、登録ルールの遵守、情報メンテナンスにご協力をお願いします。

2021年11月～2022年1月にポータルサイト広告適正化部会で  
443件の違反物件情報が共有されました。

## 首都圏不動産公正取引協議会の措置事例①

	東京都知事免許（1）
措置	警告
対象広告	ポータルサイト
対象物件	違反概要
中古 マンション 2物件 中古住宅 1物件	<ol style="list-style-type: none"> <li>おとり広告（契約済み） 契約済みとなり、取引できなくなったにもかかわらず、1か月以上継続して広告（1件）</li> <li>「バイク置き場あり」⇒ 利用料（月額1,500円）不記載（1件）</li> <li>「管理費等2,170円」⇒ 12,170円（1件）</li> <li>「プレゼント情報『ご成約キャンペーン』といたしまして、『10万円分』の家具家電製品をプレゼントしております（エアコン・ソファ・掃除機・洗濯機・冷蔵庫・レンジ）のいずれか一つをお選び下さい（令和3年1月1日～令和3年12月31日）期間中にお問い合わせいただきましたお客様皆様が対象となりますので、この機会に是非お問い合わせください」⇒ 媒介の自社がこれらの景品を提供するものであるが、提供できる景品類の限度額は85,365円であるため、当該企画の実施不可</li> </ol>

※首都圏不動産公正取引協議会ホームページ 公取協通信第325号(2022年1月号)より抜粋  
<https://www.sfkoutori.or.jp/webkanri/kanri/wp-content/uploads/2022/01/tsushin325.pdf>

## 首都圏不動産公正取引協議会の措置事例②

	東京都知事免許（1）
措置	違約金課徴
対象広告	ポータルサイト
対象物件	違反概要
賃貸共同住宅 8物件	<ol style="list-style-type: none"> <li>おとり広告（契約済み） (1) 契約済みで取引できないにもかかわらず、新規に情報公開を行った後、更新を繰り返して、約2か月間継続して広告（1件） (2) 契約済みとなり、取引できなくなったにもかかわらず、以降更新を繰り返して、長いもので1か月半以上、短いもので29日間継続して広告（4件）</li> <li>「敷金/礼金 - / -」⇒ 敷金110,000円、礼金220,000円（1件）</li> <li>「管理費・共益費 1000円」⇒ 10,000円（1件）</li> <li>「賃料 11万円」、「敷金 11万円」⇒ いずれも111,000円（1件）</li> <li>家賃保証会社と契約することが取引の条件である旨及び家賃保証料不記載（8件）</li> <li>鍵交換費用（7件）、24時間サポート費用（5件）、抗菌費用（2件）、ルームクリーニング費用（1件）及び除菌消臭費用（1件）不記載</li> <li>「駐輪場」⇒ 利用料不記載（1件）</li> </ol>

※首都圏不動産公正取引協議会ホームページ 公取協通信第324号(2021年12月号)より抜粋  
<https://www.sfkoutori.or.jp/webkanri/kanri/wp-content/uploads/2021/12/tsushin324.pdf>

## 首都圏不動産公正取引協議会の措置事例③

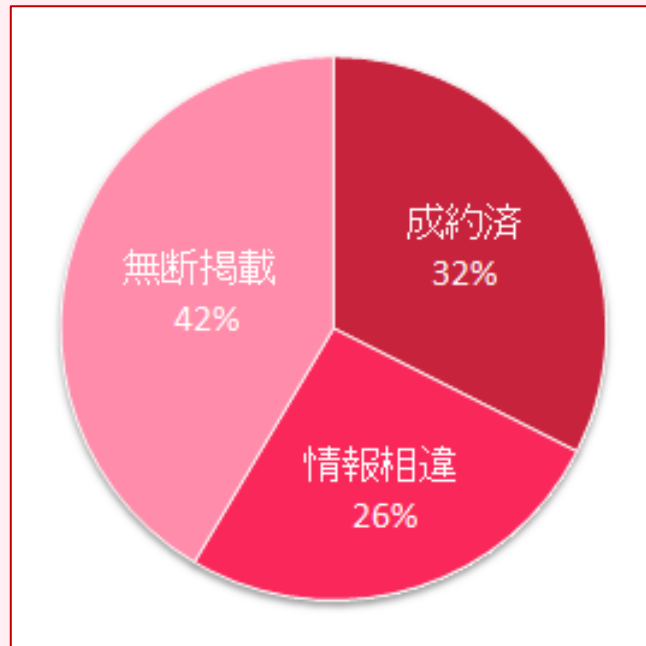
	埼玉県知事免許（3）
措置	警告
対象広告	ポータルサイト
対象物件	違反概要
新築住宅 7物件	<ol style="list-style-type: none"> <li>「新築一戸建て」等と記載のうえ、建築確認番号を表示 ⇒ これらの番号は架空のものであり、広告時点において建築確認を受けておらず、新築住宅として広告することはできない（7件）</li> <li>「免震構造、制震構造」⇒ いずれの構造でもない（7件）</li> </ol>

※首都圏不動産公正取引協議会ホームページ 公取協通信第323号(2021年11月号)より抜粋  
<https://www.sfkoutori.or.jp/webkanri/kanri/wp-content/uploads/2021/11/tsushin323.pdf>

# 情報審査活動報告と違反事例

## 2021年11月～2022年1月のご指摘の割合

2021年11月～2022年1月の不動産情報サイト アットホームの掲載物件に対する主なご指摘（成約済、情報相違、無断掲載）の割合は以下のとおりです。  
無断掲載（広告転載未許可）のご指摘「ポータルサイトへの転載は不可」「当社が作成した間取図や撮影した画像を無断で掲載している」等が増えています。  
広告掲載するにはその都度、元付不動産会社に広告の許可を必ずご確認ください。



2021年11月～2022年1月の不動産情報サイト アットホームの掲載物件に対する主な指摘内容の割合

## 直近の措置事例

当社ではご指摘への対応、掲載物件の調査を行っています。  
以下は当社規定による主な措置事例です。

### ■ A社

物件種別	賃貸駐車場1物件
違反概要	・成約済物件の2週間以上の公開

### ■ B社

物件種別	賃貸事業用1物件
違反概要	・消費税別途表記 ・共益費4400円を3300円で公開 ・礼金2カ月をなしで公開 ・敷金2カ月を1カ月で公開

### ■ C社

物件種別	売買居住用1物件
違反概要	・間取図転載未許可

### ■ D社

物件種別	賃貸居住用1物件
違反概要	・広告掲載未許可

### ■ E社

物件種別	売買居住用1物件
違反概要	・建築確認番号未取得の物件を新築戸建で公開